

四日市市上下水道局告示第 16 号

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月29日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成19年上下水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工までに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類</u></p> <p>2から8まで (略)</p>	<p>(補助金交付申請)</p> <p>第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着工までに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p>2から8まで (略)</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助対象浄化槽を設置する補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後、速やかに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)第12号様式の1(新築・増築・改造の場合)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助対象浄化槽を設置する補助対象者は、浄化槽の設置工事完了後、速やかに四日市市合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(以下「実績報告書」という。)第12号様式の1(新築・増築・改造の場合)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出</p>

しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 補助対象者となった購入者は、建物の登記が完了したら速やかに実績報告書（第12号様式の2（建売住宅の場合））に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4)前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

しなければならない。

(1)から(5)まで (略)

2 補助対象者となった購入者は、建物の登記が完了したら速やかに実績報告書（第12号様式の2（建売住宅の場合））に次の各号に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部生活排水課)